

令和2年6月30日

話題事項

令和2年6月26日
資料提供済

新型コロナウイルス感染症に係る 支援策一覧を更新しました

和歌山県は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る支援策を広く周知するため、県および国の主な支援策をまとめた資料を作成しています。

この度、支援策をまとめた資料について、別紙のとおり新規追加・拡充も含めた上でニーズ別（①支援金・給付金・生活保護、②補助金・助成金、③融資、④その他）に整理し更新しましたのでお知らせいたします。当該資料については和歌山県HPでダウンロードすることができ、併せて県内各振興局や市町村などにも配布する予定です。

また、本発表に併せて、和歌山県HP「わかやま企業応援ナビ」においても支援策をニーズ別に整理したページを新たに作っておりますので、そちらも併せてご覧ください。



▲「わかやま企業応援ナビ」
<https://www.wakayama-sangyo.com/>

**わかやま企業応援ナビにもニーズ別に
整理したページを新たに作成！
事業者のニーズに対応！**

担当

和歌山県支援本部
(商工観光労働総務課)
庄司、山本

電話 073-441-3301

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

<県および国の主な支援策>

支援金・給付金・生活保護

- ・ 事業継続支援金 . . . 1
- ・ 持続化給付金 . . . 2
- ・ 家賃支援金 (県制度) . . . 3
- ・ 家賃支援給付金 (国制度)
(個人向け) . . . 4
- ・ 特別定額給付金 . . . 5
- ・ 住居確保給付金 . . . 5
- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金 . . . 6
- ・ 生活保護 . . . 7

補助金・助成金

- ・ 県内事業者事業継続推進 . . . 8
- ・ 和歌山県観光客あんしん受入環境整備
. . . 9
- ・ 教育訓練の推進 . . 10
- ・ 雇用調整助成金 . . 10
- ・ 生産性革命推進事業
(農林漁業者向け) . . 11
- ・ 経営継続補助金 . . 12
- ・ 高収益作物次期作支援交付金 . . 12

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

<県および国の主な支援策>

融 資

- ・ 県の中小企業融資制度 . . . 1 3
- ・ 観光関連事業者緊急融資 . . . 1 4
- ・ 政府系金融機関の主な融資制度 . . . 1 5
- ・ 資本性劣後ローン . . . 1 7
(農林漁業者向け)
- ・ 新型コロナウイルス感染症
緊急対策資金 . . . 1 8
- ・ 漁業振興資金 . . . 1 8
- ・ 日本政策金融公庫による
融資制度 . . . 1 9
(個人向け)
- ・ 生活福祉資金の特例貸付 . . . 2 0

その他

- ・ 雇用調整助成金申請サポート . . . 2 1
- ・ 持続化給付金申請サポート . . . 2 1
- ・ eコマースの活用 . . . 2 2
- ・ 税金の支払い猶予・軽減措置 . . . 2 2

新型コロナウイルス感染症に係る支援策（支援金・給付金・生活保護）

事業継続支援金（県制度）

支援本部相談窓口（073-441-3301）
<予算額> 4,124,038千円

新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者の事業継続に向け、支援金を支給

- ・ 対象者：**ひと月^(*)の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に主たる事業所を有する事業者**（原則、国の持続化給付金(P2)の給付を受けた事業者が対象）

(*)令和2年1月~12月のいずれか

※ホテル等の観光関連事業者で県外本社の場合は、県内に事業所を有する者であれば対象

※令和2年1月~5月の創業者にも対象を拡大（国制度対象拡大後、速やかに実施）

- ・ 対象月：令和2年1月~12月（国の持続化給付金(P2)と同様）
- ・ 支給額：**従業員規模に応じ、原則、20万円から100万円**

常時使用する従業員の数	支援金基準額
5人以下	20万円
6人以上100人以下	30万円
101人以上300人以下	50万円
301人以上	100万円

※国の持続化給付金の上限額に満たない事業者は、上記表から按分措置あり

- ・ 受付等：令和3年2月28日まで

持続化給付金（国制度）

- ・対象者：ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した中堅・中小企業や個人事業者等
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などについても幅広く対象
今後フリーランスや創業者にも拡大予定
- ・支給額：「中小企業等」最大200万円、「個人事業者」最大100万円
- ・対象月：令和2年1月～12月
- ・申請期間：令和3年1月15日まで
- ・申請方法：Web上での申請

【相談ダイヤル】

持続化給付金事業コールセンター

0120-115-570、03-6831-0613（平日・休日 8:30～19:00 ※7月からの休日対応は土曜日を除く休日のみ受付）

- ・申請サポート会場：持続化給付金については、Web上での申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設

【会場一覧（6月23日現在）】

- ・和歌山会場（和歌山市 西汀丁36 和歌山商工会議所3F）
- ・海南会場（海南市 日方1294-18 海南商工会議所2F）
- ・橋本会場（橋本市 市脇1-3-18 橋本商工会館 橋本商工会議所7F）
- ・紀州有田会場（有田市 箕島33-1 紀州有田商工会議所6F）
- ・御坊会場（御坊市 藪350-28 御坊商工会議所3F）
- ・田辺会場（田辺市 新屋敷町1 田辺商工会議所3F）
- ・新宮会場（新宮市 井の沢3-8 新宮商工会議所2F）

【事前予約の方法】

申請サポート会場については**事前予約制**

申請サポート会場 受付専用ダイヤル

（自動ガイダンス※24時間対応）0120-835-130

（オペレーター対応※平日・休日 9:00～18:00）0570-077-866

家賃支援金（県制度）

支援本部相談窓口（073-441-3301）
<予算額> 2,854,670千円

売上の急減に直面する県内の事業者の事業継続を支えるため、家賃が負担となる事業者に支援金を支給

- ・ 対象者：令和2年5～12月において次のいずれかに該当する事業者
 - ・ いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ・ 連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
(原則、国の家賃支援給付金(P4)の給付を受けた事業者が対象)
※ホテル等の観光関連事業者で県外本社の場合は、県内に事業所を有する者であれば対象
- ・ 給付額：家賃（月額）の1/6相当額を6か月分支給
(※県支給額：国給付額の1/4相当額)
- ・ 上限額：法人12.5万円、個人6.25万円
(月額) ※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ
但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/12相当

※国による家賃支援給付金事業開始後、速やかに実施

家賃支援給付金 (国制度)

売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、家賃等の負担軽減を目的に、テナント事業者に対して給付金を支給

対象者：中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で5～12月において次のいずれかに該当する者

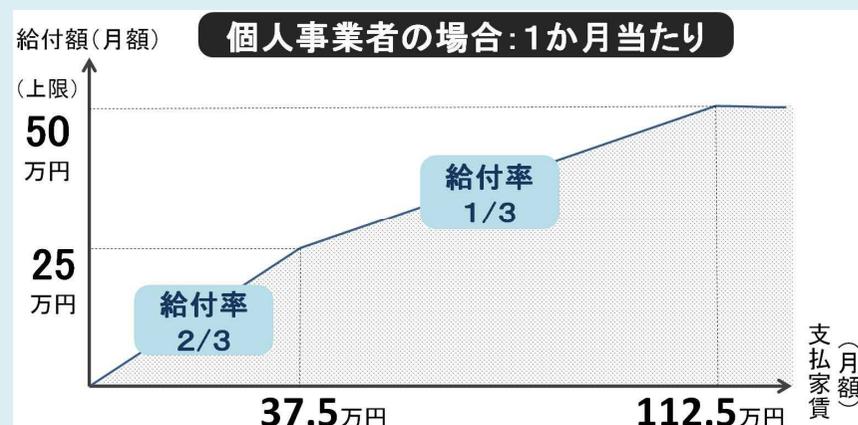
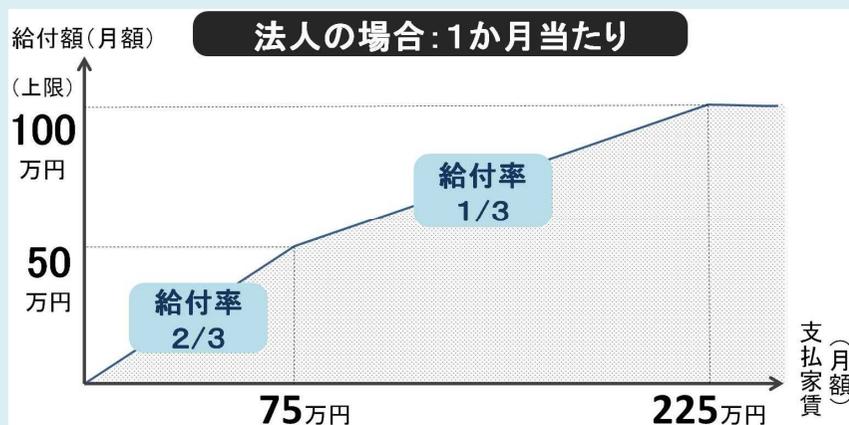
- ・ いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ・ 連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額：直近の支払家賃(月額)に係る**給付額の6倍(6か月分)**

給付率：**2/3**

給付上限額(月額)：**法人50万円、個人25万円**

※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人100万円、個人50万円に引き上げ
但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/3相当



※国による事業開始については、開始時期未定

特別定額給付金 (国制度)

- ・ 給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者
- ・ 給付額：給付対象者 **1人につき10万円**
- ・ 受給権者：住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主
- ・ 申請方法：市町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、
口座確認書類と本人確認書類を添付して市町村に郵送
※申請書は各市町村より郵送済み
(マイナンバーカード所有者は、マイナポータルからのWeb申請が可能)
- ・ 申請窓口：お住まいの市町村役場

住居確保給付金 (国制度)

<担当課>
福祉保健総務課 (073-441-2472)

- ・ 給付対象者：離職・廃業後2年以内の方または、休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ・ 支給上限額：和歌山市 (単身) **34,000円/月**、(2人世帯) **41,000円/月**等
和歌山市以外 (単身) **32,000円/月**、(2人世帯) **38,000円/月**等
- ・ 支給期間：**原則3か月** (最長9か月)
- ・ 申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所 (海南市の場合は市社会福祉協議会)
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部
- ・ 受付等：郵送受付も可能ですが、まずは窓口にご相談ください

ひとり親世帯臨時特別給付金 (国制度)

子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、低所得のひとり親世帯等に支給

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※¹

● 給付金の対象となる方

以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

- ※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、
第2子以降1人につき3万円加算

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

左記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター **0120-400-903**
(受付時間 平日9:00～18:00)
- 受付窓口：お住まいの市町村

生活保護 (国制度)

<担当課>
福祉保健総務課 (073-441-2472)

最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、資産、能力等を活用することを前提に、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。(国民最後のセーフティネット)

- ・ 給付額等：世帯の人数や年齢等により必要な生活費（最低生活費）

が定められており、**最低生活費以下の収入である場合に、その不足分を保護費として給付**します。

※必要な医療や介護についても給付対象となります。

- ・ 申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部

○給付される保護費

最低生活費

就労・年金・手当等収入

保護費

新型コロナウイルス感染症に係る支援策(補助金・助成金)

県内事業者事業継続推進(県制度)

支援本部相談窓口(073-441-3301)
<予算額>1,500,000千円

新型コロナウイルスの影響により、事業縮小等を余儀なくされた事業者等に対し、このような状況を打破すべく実施する新たな取組に係る経費を補助

- ・対象者：ひと月(*)の売上が前年同月比20%以上減少した県内に事業拠点を有する中小事業者等

(*)令和2年2月~5月のいずれか

※令和2年2月~5月の創業者にも対象を拡大

- ・補助限度額：最大100万円
- ・補助率：補助対象経費の2/3
- ・補助事業期間：令和2年4月1日~12月31日
- ・事業規模：30万円以上の事業
- ・受付等：令和2年8月31日まで

<補助対象となる事業例> ※新たに取り組む事業が対象

A 事業継続のために実施する事業

具体例 館内表示やメニュー等の多言語化、ネット販売システムの構築、キャッシュレス対応 等

B 危機的状況を乗り越えるために実施する事業

具体例 売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、新商品開発 等

C 安全・安心を確保するために実施する事業

具体例 施設等の消毒に要する備品の購入・設置、抗菌対策に要した備品(空気清浄器、パーテーション、仕切り板等)の購入・設置 等

和歌山県観光客あんしん受入環境整備（県制度）

<担当課> 観光振興課（073-441-2424）
<予算額> 500,000千円

観光客が安心して訪問できる魅力ある観光地を形成するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内観光関連事業者が実施する、接触感染や飛沫感染のリスク軽減に対して大規模な投資を伴う施設の整備等に係る経費の一部を補助

- ・ 対象者：ひと月※の売上高が前年同月比20%以上減少した観光関連事業者のうち、県内で宿泊施設、温泉保養施設、交通施設（観光バス、タクシーなど）、休憩食事施設、観光土産品販売施設等を運営する事業者（中小企業等、大企業を含む）
※令和2年2月～8月のいずれかの月
- ・ 補助上限額：最大1,000万円
- ・ 補助率：中小企業等 4分の3以内 大企業 3分の2以内
- ・ 補助事業期間：令和2年5月1日～令和3年2月28日
- ・ 事業規模：300万円以上の事業
- ・ 受付期間：令和2年7月1日から10月30日まで

<補助対象事業例>

① 施設・設備改修のための事業

感染リスクを抑えるための施設や設備の改修に要する経費

具体例 エレベーターボタン非接触化、トイレの自動洗浄化、自動水栓化、換気機能改善のための改修工事 等

② 設備機器を導入するための事業

感染リスクを抑えるための機器の導入に要する経費

具体例 自動運搬装置、高効率換気設備、赤外線サーモグラフィー 等

③ システムを導入するための事業

サービス提供の各場面において、感染リスクを抑えるためのシステム導入に要する経費

具体例 自動チェックイン・アウトシステム、自動精算機、キーレスシステム 等

教育訓練の推進（県制度）

<担当課> 労働政策課（073-441-2790）
<予算額> 159,624千円

従業員のスキルアップのため、事業主に対して支給する国の雇用調整助成金（教育訓練）の加算額に県も上乗せ加算し取組を支援することで、県内事業所の積極的な教育訓練を推進

- ・対象：国の雇用調整助成金（教育訓練）の受給対象となる教育訓練（令和2年4月1日から9月30日の間に実施した教育訓練）
※職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とし、和歌山県内の事業所に勤務する労働者に実施した教育訓練（9月まではWebを活用した訓練など対象が拡充） ※令和2年4月1日に遡及して適用
- ・助成対象者：県内に本店または主たる事業所を有する事業主
- ・助成金（加算）：**3,000円（1人、1日、なお研修が半日の場合、0.5日で計算）**
- ・受付等：令和2年12月28日まで 労働政策課（073-441-2790） ※申請時期：国の支給決定後

雇用調整助成金（国制度）

県相談窓口：労働政策課（073-441-2790）

雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

4月1日から9月30日までの休業等（休業・教育訓練・出向）については、助成率の引き上げ、助成を受けられる対象者も拡充（申請書面の簡素化など、受給要件も緩和）

- ・対象者：休業手当等を支払う事業者
- ・助成率：**「中小企業」4/5 ※解雇等を行わない場合は「中小企業」10/10**
※教育訓練を実施したときの加算額：**「中小企業」2,400円**
- ・申請窓口：和歌山労働局・各ハローワーク
※対象労働者1人1日当たり、**15,000円**が上限

◆ **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (ものづくり補助金)**

中小企業等が、**新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援**

- ・ 窓 口：全国中小企業団体中央会 (県相談窓口：産業技術政策課)
- ・ 申請期間：〈通常枠〉〈特別枠〉現在公募中の締切日は8月3日
- ・ 申請方法：Web (Jグランツ) 上での申請のみ

◆ **小規模事業者持続化補助金**

小規模事業者等が、**経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組**を支援

- ・ 窓 口：〈商工会地域〉和歌山県商工会連合会 〈商工会議所地域〉日本商工会議所
(県相談窓口：商工振興課)
- ・ 申請期間：〈通常枠〉現在公募中の3次締切日は10月2日
〈コロナ特別対応型〉現在公募中の3次締切日は8月7日
- ・ 申請方法：郵送での申請またはWeb (Jグランツ) 上での申請

◆ **サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)**

中小企業等が、テレワーク対応等のため、**ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援**

- ・ 窓 口：(一社)サービスデザイン推進協議会 (県相談窓口：商工振興課)
- ・ 申請期間：〈通常枠〉〈特別枠〉現在公募中の締切日は7月10日
- ・ 申請方法：Web上での申請

※特別枠の申請要件 (3つの補助事業に共通)

補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。

(類型A) サプライチェーン毀損への対応、(類型B) 非対面型ビジネスモデルへの転換、(類型C) テレワーク環境の整備

※特別枠拡充箇所 (赤字部分)

補助金名	補助率	補助上限額	事業再開枠 (特別枠の上乗せ)	備考
ものづくり補助金	1/2→ A類型2/3、B・C類型3/4	1,000万	上限50万・定額	-
小規模事業者持続化補助金	2/3→ A類型2/3、B・C類型3/4	50万→ 100万	上限50万・定額	事業再開枠に加えて追加対策枠もあり
IT導入補助金	1/2→ A類型2/3、B・C類型3/4	450万	-	ハードウェアのレンタル費用も対象

(農林漁業者向け)

県相談窓口：経営支援課 (073-441-2931)
：林業振興課 (073-441-2991)
：水産振興課 (073-441-3000)

経営継続補助金 (国制度)

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、農林漁業者の経営継続を支援

- ・ **対象者**：農林漁業者(個人及び法人)※常時従業員数20人以下
(農協、森林組合、漁協等による計画作成等の支援を受けた者が対象)
- ・ **対象となる取組**
 - ① **経営維持に向けた取組【補助率 3/4(補助上限額100万円)】**
 - ・ 販路回復、開拓
 - ・ 事業継続、回復のための機械、設備の導入等
 - ② **感染防止対策【補助率 定額(補助上限額50万円)】**
 - ・ 業種別ガイドラインに則した感染防止機器の整備等
- ・ **受付相談窓口**：県内農協、森林組合、漁協等
- ・ **受付期間**：令和2年6月29日から7月29日まで

高収益作物次期作支援交付金 (国制度)

県相談窓口：果樹園芸課 (073-441-2901)

次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援

- ・ **対象者**：野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物の生産者(個人及び法人)
- ・ **対象となる取組**
 - ① **次期策に前向きに取り組む生産者への支援**
 - ・ 種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援
【定額支援：10a当たり5万円(施設花き：80万円)】
 - ・ 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援
【定額支援：10a当たり2万円】
 - ② **厳選出荷に取り組む生産者への支援**
 - ・ 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援
【定額支援：1人・1日当たり2,200円】
- ・ **申込先**：各地域農業再生協議会(市町村、農協、振興局農業水産振興課)
- ・ **問合せ先**：果樹園芸課、各振興局農業水産振興課

新型コロナウイルス感染症に係る支援策(融資)

県の中小企業融資制度(県制度)

<担当課> 商工振興課 (073-441-2744)

◆ 3年間無利子・無担保・全期間保証料減免の融資

<新型コロナウイルス感染症対応のための融資枠として、710億円を確保>

- ・ 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者で、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方
- ・ 限度額：4,000万円 ※6月29日から3,000万→4,000万円に拡充

【無利子・保証料減免の要件】

個人事業主	売上高▲5%以上で、金利ゼロ、保証料ゼロ
小・中規模事業者	売上高▲15%以上で、金利ゼロ、保証料ゼロ
	売上高▲5%以上で、保証料1/2

- ・ 融資期間：10年以内(据置5年以内)
- ・ 受付期間：令和2年12月31日まで(令和3年1月末まで融資実行)
- ・ 受付窓口：県内の民間金融機関(県相談窓口：商工振興課 073-441-2744)

◆ **新型コロナウイルス感染症対策として活用可能な現行の県の融資制度(経営支援資金(無担保・有利子・保証料有))とあわせて、最大2億4,000万円の融資が可能**

◆観光関連事業者向けの1年間無利子・全期間保証料免除の融資

<新型コロナウイルス感染症対応のための融資枠（710億円）の中で確保>

- ・対象者：セーフティネット保証、危機関連保証の認定を受けた観光関連事業者で、和歌山県中小企業政策融資要領に規定する宿泊施設等を営む事業者（※）

※宿泊施設等を営む事業者

- ①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥その他（不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設）

- ・限度額：4,000万円 ※6月29日から3,000万→4,000万円に拡充
- ・融資期間：10年以内（セーフティ4号・5号据置1年以内、危機関連2年以内）
- ・受付期間：令和2年12月31日まで（令和3年1月末までに融資実行）
- ・受付窓口：県内の民間金融機関

◆日本政策金融公庫による3年間実質無利子・無担保の融資

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ・対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高▲5%以上減少した事業者
かつ 中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事業者
- ・限度額：（小規模）8,000万円（中小）6億円
- ・融資期間：設備20年以内、運転15年以内（いずれも据置5年以内）
～要件を満たせば、（小規模）4,000万円、（中小）2億円上限で、3年間利子補給あり（実質無利子化）～

- 小規模事業者【個人】売上高にかかわらず対象 【法人】売上高▲15%以上
- 中小企業者 【個人・法人】売上高▲20%以上

2 新型コロナウイルス対策マル経融資（マル経融資の別枠）

- ・対象者：商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者で、
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高▲5%以上減少した事業者
- ・限度額：1,000万円（一般のマル経融資（限度額2,000万円とは別枠））
～一部の対象者は、3年間の利子補給あり（実質無利子化）～
- ・融資期間：設備10年以内（据置4年以内）、運転7年以内（据置3年以内）
※その他新型コロナウイルス感染症関連（経営環境変化対応資金、マル経融資等）の有利子融資あり

<相談窓口：日本政策金融公庫>

（和歌山支店 国民生活事業（小規模）073-422-3151 中小企業事業 073-431-9301）
（田辺支店 国民生活事業（小規模）0739-22-6120）

◆商工中金による3年間実質無利子・無担保の融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ・対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高▲5%以上減少した事業者
かつ 中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる事業者
- ・限度額：6億円
- ・融資期間：設備20年以内、運転15年以内（いずれ据置5年以内）
～要件を満たせば、2億円上限で3年間の利子補給あり（実質無利子化）～

- 小規模事業者：【個人】売上高にかかわらず対象 【法人】売上高▲15%以上
- 中小企業者：【個人・法人】売上高▲20%以上

<相談窓口：商工中金（和歌山支店 073-432-1281）>

資本性劣後ローン（国制度）

県相談窓口：商工振興課（073-441-2744）

日本政策金融公庫及び商工中金により、金融機関が資本とみなすことができる長期一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

【主な貸付条件】

- ・ **対象者**：新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業、企業再建に取り組む企業 等
- ・ **貸付限度**：（公庫）**中小 7.2億円、小規模 7,200万円**
（商工中金）**7.2億円**
- ・ **貸付期間**：**5年1か月、10年、20年**（期限一括償還）
- ・ **貸付利率**：**当初3年間一律**（公庫（中小）・商工中金0.5%、公庫（小規模）1.05%）
4年目以降は直近決算の業績に応じ変動
- ・ **相談窓口**：日本政策金融公庫
（和歌山支店 国民生活事業（小規模）073-422-3151 中小企業事業 073-431-9301）
（田辺支店 0739-22-6120）
商工中金
（和歌山支店 073-432-1281）

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 (県制度)

<担当課> 経営支援課 (073-441-2880)

- ・ **対象者** : 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難となった農業者
(日本政策金融公庫の借入対象者※に当てはまらない農業者も対象)
※認定農業者、主業農業者(農業所得が総所得の過半又は粗収益が200万円以上)等
- ・ **限度額** : 500万円
- ・ **資金使途** : 農業経営の維持安定に必要な資金(運転資金)
- ・ **融資期間** : 7年以内(うち据置期間1年以内)
- ・ **利率** : 無利子(貸付当初5年間)
- ・ **保証料** : 和歌山県信用農業協同組合連合会が全額負担
- ・ **貸付期間** : 令和3年3月1日貸付分まで
- ・ **受付窓口** : 県内各JAで受付中

漁業振興資金 (県制度)

<担当課> 水産振興課 (073-441-3004)

- ・ **対象者** : 新型コロナウイルス感染症の影響による操業停止や魚価低下等により、漁業経営に影響を受けている又はその恐れがある漁業を営む個人若しくは法人、漁業協同組合
- ・ **限度額** : (個人) 1,000万円、(法人) 2,000万円
- ・ **資金使途** : 運転資金
- ・ **融資期間** : 6年以内 (据置2年以内)
- ・ **利率** : 無利子(貸付当初5年間)
※6年目以降は0.2%
- ・ **保証料** : 当初5年間免除 【6年目以降】 ①漁船の総トン数20t以上 0.95%
②漁船の総トン数20t未満 0.72%
- ・ **受付窓口** : なぎさ信用漁業協同組合連合会の以下の支店で受付中
和歌山支店073-432-0761、有田支店0737-83-5566、御坊支店0738-22-5277、串本支店0735-62-5400

日本政策金融公庫による融資制度 (国制度)

◆農林漁業セーフティネット資金

- ・対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった主業農林漁業者(※)等
(※)主業農林漁業者とは、農林漁業所得が総所得の過半(法人の場合は総売上高の過半)又は粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)の者
- ・限度額：1,200万円
- ・資金使途：運転資金
- ・融資期間：15年以内(据置3年以内)
- ・利率：0.16% (令和2年6月18日現在)
ただし、農業・水産業は、貸付当初5年間、林業は、貸付当初10年間は実質無利子

◆農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

- ・対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難となった認定農業者(※)
(※)認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者
- ・限度額：(個人)3億円 (法人)10億円
- ・資金使途：設備・運転資金
- ・融資期間：25年以内(据置10年以内)
- ・利率：0.16%(融資期間10年以内)、0.17%(融資期間11年)、0.18%(融資期間12年)
0.19%(融資期間13年)、0.20%(融資期間14年以上) (令和2年6月18日現在)
ただし、貸付当初5年間は実質無利子

※上記2資金の受付窓口：日本政策金融公庫 和歌山支店農林水産事業 (073-423-0644) で現在受付中

生活福祉資金の特例貸付 (国制度)

<担当課>
福祉保健総務課 (073-441-2472)

- ・実施主体：県社会福祉協議会（窓口：お住まいの市町村社会福祉協議会）
- ・受付等：まずは窓口にご相談ください。郵送の場合は県社会福祉協議会で受付中

【緊急小口資金】

- ・対象者：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯
- ・貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内（その他10万円以内）
- ・貸付利子・保証人：無利子・不要

【総合支援資金（生活支援費）】

- ・対象者：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯
- ・貸付上限額：（2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内（貸付期間：原則3か月以内）
- ・貸付利子・保証人：無利子・不要

新型コロナウイルス感染症に係る支援策(その他)

雇用調整助成金申請サポート (県制度)

<担当課> 労働政策課 (073-441-2790)

雇用調整助成金の活用を考えている県内企業に対し、**社会保険労務士が相談対応やアドバイス**を行い、雇用調整助成金の円滑かつ迅速な申請に向けてサポートを実施 (無料)

① 電話相談窓口の開設

◆ **専用ダイヤル (073-488-3445)** 月～金 (祝日除く) 10:00～17:00

② 対面による個別相談 (まずは専用ダイヤルにお電話ください)

◆ 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 月～金 (祝日除く) 10:00～17:00

◆ 各地域 (橋本・有田・御坊・田辺・新宮) での個別相談 (週2回予定)

③ 訪問による個別相談 (まずは専用ダイヤルにお電話ください)

社会保険労務士が事業所を訪問し、相談対応やアドバイスを実施

※新型コロナウイルス感染の沈静状況を見極めながら、速やかに対応します

■ 対 象 雇用調整助成金の申請を考えている県内事業者

■ 実施期間 ①令和3年3月31日まで ②③令和2年12月28日まで

持続化給付金申請サポート (県制度)

<担当課> 商工振興課 (073-441-2742)

国の持続化給付金はWeb申請で行う必要があり、事業継続に必要な給付金を速やかに受給できるように**Web申請が困難な事業者への申請サポート体制を商工会・商工会議所に整備**

eコマースの活用（県制度）

<担当課> 食品流通課（073-441-2814）

◆ 初めてeコマースで販売を行う事業者等を徹底サポート

① オンライン出店ページ立ち上げのハンズオン支援、eコマース販売等の専門家相談支援

⇒募集期間：随時受付 費用：無料 申込先：食品流通課

② eコマース出店WEB研修会 ※順次開催予定

⇒申込先：食品流通課 073-441-2814

◆ 「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信

有名人による応援メッセージや県産食材の料理動画等を発信する特設サイトで事業者のeコマースを応援

⇒募集期間：随時受付 費用：無料 申込先：食品流通課

税金の支払い猶予・軽減措置

◆ 納税の猶予制度（国税、県税、市町村税）

令和2年2月以降、事業等の収入が昨年同月比概ね20%以上減少し、納税が困難な方の税金の支払いを、**無担保かつ延滞金なし**で1年間猶予

◆ 固定資産税・都市計画税の軽減措置

厳しい経営環境にある（※）中小事業者等が所有する償却資産や事業用家屋に係る令和3年度の**固定資産税及び都市計画税を**、**売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2**

※令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて

50%以上減少している者	ゼロ
30%以上50%未満減少している者	1/2

<相談窓口>

- ：国税（法人税や消費税など）・・・・・・各税務署
- ：県税（個人事業税や不動産取得税など）・・各県税事務所
- ：市町村税（固定資産税など）・・・・・・各市町村役場 税担当部署